



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月9日金曜日 第2300号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し.....	736
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	736
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	736
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	737
介護員養成研修事業者の指定.....	737
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	737
道路の区域変更(県道柳谷美川線).....	738
道路の供用開始(県道柳谷美川線).....	739
指定道路の指定.....	739

道路の区域変更(県道宇和三間線).....	739
道路の供用開始(県道宇和三間線).....	739
落札者等の告示.....	740

#### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	740
-----------------------------	-----

#### 公営企業告示

落札者等の告示.....	740
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1080号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	取消しに係る指定障害福祉サービス事業所		取年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600019	いたわり有限会社A I G	西条市中西404番地1	秋山伸	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	ヘルパーステーション いたわり	西条市中西404番地1	平成23年 8月31日

### ○愛媛県告示第1081号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

小山田下

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱1号を一般県道才ノ原菊間線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	小山田	甲744番1	1号
		甲778番2	2号

乙826番2	3,4号
乙826番1	5号
乙823番	6,7号
乙821番	8号
甲742番	9号
乙793番	10号
乙792番	11号
甲751番	12号
乙785番	13号
乙782番	14号
乙779番	15,16号
乙777番1	17号
乙778番	18号
甲677番1	19号
甲672番	20号
甲662番	21,22号

### ○愛媛県告示第1082号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	指定年月日
	住所	氏名又は名称		
松第101号	松山市旭町47番地5	重松美鈴	松山市旭町47番地5	平成23年9月1日

○愛媛県告示第1083号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	取消年月日
	住所	氏名又は名称		
松第75号	松山市旭町47番5	重松勇	松山市旭町47番5	平成23年8月31日

○愛媛県告示第1084号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
学校法人今治明德学園 今治明德短期大学	愛媛県今治市北日吉町一丁目4-47	訪問介護に関する2級課程	平成23年8月29日

○愛媛県告示第1085号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年9月9日

愛媛県松山保健所長 竹之内直人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
JAえひめフレッシュフーズ株式会社  
伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18  
代表取締役 幸地 慎一
- 事業場の名称及び所在地  
JAえひめフレッシュフーズ株式会社松山鶏卵センター  
伊予郡松前町大字徳丸字五屋敷771-18
- 特定施設に関する事項
  - 洗浄施設（洗卵機）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第2号 口洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり3,500個処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後1週間

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 150 最大 200
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 60
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
		通常 1.6 最大 2

(2) 湯煮施設（温泉たまご調理機）

特定施設の種類	政令別表第1第2号 八湯煮施設
特定施設の能力	1時間当たり1,260個処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後1週間
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項  
汚水処理施設

設 置 年 月 日	昭和60年2月20日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	カネカ式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦19.8メートル 横30メートル 高さ6.5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり350立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥法+凝集沈殿+砂ろ過
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常5.8~8.6 最大5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 600	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 5以下 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 5以下 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 4以下 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 170 最大 190	通常 170 最大 190

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10以下 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5以下 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4以下 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 170 最大 190

備考 この他に雨水排水口が4ヶ所ある。

○愛媛県告示第1086号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字名荷1470番から 同字名荷269番2まで	旧	メートル 38~24.7 95~68.2	キロメートル 0.338 0.299	
		上浮穴郡久万高原町西谷字名荷1470番から 同字名荷252番2まで	新	8.3~70.1	0.299	

○愛媛県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字名荷1470番から 同字名荷252番2まで	平成23年9月9日

○愛媛県告示第1088号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
平成23年9月9日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

- 平成23年9月1日
- 3 指定道路の位置  
西予市宇和町小原362番の一部、363番1の一部、364番1の一部、365番の一部及び366番1の一部
  - 4 指定道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 29.52メートル
    - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2992番地先から 同町下川3134番4地先まで	旧	メートル 12.0~46.0	キロメートル 0.115	
		西予市宇和町下川2992番から 同町下川3134番4まで	新	18.0~57.0	0.125	

○愛媛県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成23年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2992番から 同町下川3134番4まで	平成23年9月9日

○愛媛県告示第1091号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年9月9日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県総合科学博物館恐竜ロボット製作業務一式	愛媛県教育委員会事務局管理生涯学習課生涯学習推進係 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年8月23日	株式会社ココロ 東京都羽村市神明台四丁目9番1号	69,408,685円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年9月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - 選挙権を有する者の総数 1,195,716
  - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,915
  - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,953
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

南 宇 和 郡	21,388	7,130
松山市・上浮穴郡	429,169	138,195
今 治 市・越智郡	148,189	49,397
宇和島市・北宇和郡	85,494	28,498
八幡浜市・西宇和郡	42,843	14,281
新 居 浜 市	102,450	34,150
西 条 市	93,540	31,180
大 洲 市・喜多郡	55,423	18,475
伊 予 市	32,409	10,803
四 国 中 央 市	76,045	25,349
西 予 市	36,375	12,125
東 温 市	28,300	9,434

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,091	14,697

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年9月9日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県立南宇和病院及び県立新居浜病院の医事システムの借入れ 1式（月額賃借料）/愛媛県立南宇和病院、愛媛県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年8月31日	香川県高松市中野町29番2号 NECキャピタルソリューション株式会社四国支店	953,400円	一般競争入札	平成23年7月19日